

岩手県告示第203号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命じようとするので、その区域等を次のとおり公表する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 区域及び期間

（1） 区域 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町及び気仙郡住田町に所在する特定森林の区域のうち次の図に示した区域とする。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林整備課並びに関係広域振興局林務部、県南広域振興局農政部農林振興センター及び沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター並びに関係市役所及び町役場に備えておいて縦覧に供する。

（2） 期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の付着している松の樹木の存する特定森林を所有し、又は管理する者は、当該特定森林の樹木を伐倒して破砕し、又は当該特定森林の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由 1（1）に定める区域において松くい虫の被害が発生しており、3に定める措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1（1）に定める区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

（1） 3に定める措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

（2） 3に定める措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるようにすること。

（3） 3に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、別に定める実施届により3に定める特定森林の所在する区域を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）にその旨を届け出なければならない。ただし、（4）により申請書を提出する場合は、この限りでない。

（4） 3に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行った後速やかに、別に定める申請書を局長に提出するものとし、その提出があったときは、局長は、申請者が3に定める措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

（5） 局長は、3に定める特定森林を所有し、又は管理する者が、1（2）に定める期間内に3に定める措置を行わないとき、行ったが十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を自ら行うことができる。

（6） 局長は、（5）の措置を行った場合において、その費用の額が、3に定める措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。